

## 津市監査委員告示第3号

平成28年1月4日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年2月29日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成28年3月2日

津市監査委員 高 松 和 也  
津市監査委員 駒 田 修 一  
津市監査委員 安 藤 友 昭  
津市監査委員 青 山 昇 武

## 記

### 第1 請求の受理

#### 1 受理年月日

本件監査請求書は、平成28年1月4日に受理した。

#### 2 請求人の住所・氏名

津市 正 次 幸 雄

#### 3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び平成28年1月26日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

##### (1) 主張の要旨

市は、一般社団法人津市観光協会（以下「協会」という。）に平成25年度津市観光協会事業補助金（以下「本件補助金」という。）5,350万円を支出したが、本件補助金の支出は、次の理由により不当である。

ア 平成25年度津市補助金充前一覧表（以下「補助金充前一覧表」という。）は、補助金を充当する項目や事業への充当額、充当率が明確に記載され、決定されている。また、補助金を充当しない項目や事業も明確に決定されている。本件補助金について、決められた充当項目や事業に充当率に基づき適正に充当されたのち、残った補助金は、不用補助金として、津市に返還されるべきものである。当初から補助対象外と決定し、補助金が充当されていない項目や事業に、残った補助

金を勝手に充当し使用することは、補助金の趣旨から言って認められない。返還されていない本件補助金は、不用額として翌年度に繰り越されている。

イ 補助金充当率100%の給料については、1日8時間勤務を7時間に変更している。単純に考えれば、給料の12.5%アップである。この分の補助金も当然返還されるべきものである。1日8時間勤務は、社会常識である。このような変更を認めたら、今後、補助団体で、1日6時間とか5時間の勤務を認めることとなる。

(2) 求める措置の内容

平成26年3月31日に交付確定した、本件補助金に係る不当な公金の支出により、津市が受けた損害270万124円の回復を、平成26年3月31日付け「平成25年度観光協会事業補助金の交付確定について(伺い)」の最終決裁者又は津市観光協会に求める。

なお、損害額270万124円の根拠は次のとおりである。

ア 協会の平成25年度決算額及び充当率に基づき算出した補助金額

支出項目	決算額①	補助金充当 一覧表によ る充当率②	充当率より算出した 補助金額 (①×②)
事業費			
観光振興事業	5,384,959円	85%	4,577,216円
観光宣伝事業	11,313,262円	100%	11,313,262円
観光施設等運営 サービス事業	14,954,832円	100%	14,954,832円
管理費			
事務費(給料・ 賃金・福利厚生)	21,272,125円	100%	21,272,125円

費・交通費・通信運搬費・消耗品費・燃料費・光熱水費・使用料及び賃借料)			
事務費(手数料)	20,000 円	50%	10,000 円
			(合計)
			52,127,435 円

イ 管理費のうち事務費の給料について、1日8時間勤務から7時間勤務に変更されたことから、1時間分の給料額を充当率より算出した補助金額より減額

$$10,620,472 \text{ 円 (平成25年度給料額)} \times 8 \text{ 分の } 1 = 1,327,559 \text{ 円}$$

$$52,127,435 \text{ 円} - 1,327,559 \text{ 円} = 50,799,876 \text{ 円}$$

ウ 返還を求める補助金額

$$53,500,000 \text{ 円} - 50,799,876 \text{ 円} = \underline{2,700,124 \text{ 円}}$$

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

### 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を商工観光部観光振興課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

### 3 監査事務の引継ぎ

議員のうちから選任された監査委員の倉田寛次は、平成28年2月17日付けで退任したため、同月18日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の青山昇武が監査事務を引き継いだ。

## 第3 監査の結果

## 1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、商工観光部観光振興課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

### (1) 本件補助金の交付に係る事実

本件補助金は、津市商工業振興等関係補助金交付要綱（平成18年津市訓第152号。以下「本件補助金要綱」という。）に定める「観光事業の振興を図り、産業経済の発展向上に資する。」を交付目的とし、協会に支出されたものである。

商工観光部観光振興課は、平成25年4月1日付けで、協会会長から「平成25年度一般社団法人津市観光協会事業補助金交付申請書」の提出を受けた。本件補助金は、協会の法人会計、公益事業会計、収益事業会計の3会計のうち、公益事業会計に対し5,350万円の交付申請がなされた。

本件補助金に関し、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「補助金規則」という。）第4条の規定に基づき本件補助金の交付決定をするため、平成25年4月1日付けで「平成25年度津市商工業振興等関係（津市観光協会事業）補助金交付決定について（伺い）」が決裁された。

平成26年3月31日付けで、商工観光部観光振興課は、協会会長から「平成25年度津市観光協会事業実績報告書」の提出を受けた。当該実績報告書の提出を受け、補助金規則第13条の規定に基づき本件補助金の交付すべき額を確定するため、平成26年3月31日付けで「平成25年度観光協会事業補助金の交付確定について（伺い）」が決裁され、本件補助金として5,350万円が交付確定された。

## 2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

### (1) 本件監査請求の適法性に係る判断

#### ア 不適法な監査請求であると判断したもの

本件監査請求のうち、本件補助金の支出を対象とする請求は、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とすることはできない。

#### イ 適法な監査請求であると判断したもの

協会の勤務時間が8時間から7時間へ変更されたことを、不当な補助金支出の理由としたものについて、本件補助金より後に交付された平成26年度以降の津市観光協会事業補助金を対象とした監査請求は、適法であると判断したので、監査の対象とした。

(2) 適法な監査請求であるとしたものに係る判断

監査の対象とした財務会計行為について、不当行為に当たるという請求人の主張は、認めることはできないものと判断した。

3 結論に至った理由

結論のうち、不適法な監査請求であると判断した理由及び適法な監査請求に係る請求人の主張は是認できないと判断した理由については、次のとおりである。

(1) 不適法な監査請求に係る判断理由について

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、違法又は不当な財務会計上の行為について、同条第2項は「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき」は、正当な理由がある場合を除き「これをすることができない」と定められており、この期間制限の趣旨は、たとえ違法・不当な財務会計上の行為であったとしても、これをいつまでも監査請求あるいは住民訴訟の対象になり得る状態に置くことは、法的安定性を損ない好ましくないためであるとされている。(昭和63年4月22日最高裁判所判決)

そこで本件監査請求についてみると、本件監査請求は平成25年度に津市が交付した補助金を対象として措置を求めているものであるが、本件補助金の交付確定日は平成26年3月31日、精算日は同年5月19日となっていることから、本件監査請求に係る措置請求書の提出は、本件補助金に係る財務会計上の行為の日から、1年を経過した後になされたものであると認められる。

さらに、1年を経過して本件監査請求がなされたことについて、法第

242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否かを判断すると、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時点から「相当な期間」内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。（前掲昭和63年4月22日最高裁判所判決）

本件監査請求において法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」について、請求人は平成27年12月2日の津市議会本会議での質疑により本件請求内容を知ることができたとの主張であるが、本件監査請求において請求人が主張する内容のうち、まず協会における勤務時間の短縮に伴って本件補助金が減額されていないという請求人の主張する内容については、平成26年11月25日から同年12月18日にかけて開会された平成26年第4回津市議会定例会における、同年12月4日の一般質問で質疑された経緯があり、同定例会は原則公開のもと開会されていたものであるとともに、市のホームページにおいても同定例会の様子はライブ中継が行われていることから、請求人は当該質疑がなされた日には、本件監査請求をするに足る程度に、本件補助金の内容を知ることができたと解することができる。

次に、本件補助金が決められた充当項目や事業に充当率に基づき適正に充当されていないという請求人の主張について、協会の支出科目別に本件補助金の充当金額、充当率等を記載した一覧表に関しては、平成26年9月16日から同月20日にかけて開会された決算特別委員会において、同月18日から同月19日にかけて質疑された経緯があり、また、同年11月25日から同年12月18日にかけて開会された平成26年第4回津市議会定例会における、同年12月4日の一般質問において、津市観光協会事業補助金の充当の問題について、当初の事業計画や充当率どおりに補助金が交付されておらず、補助金が繰越金へ充当されているのではないかという質疑がなされた経緯があり、同委員会及び同定例会は原則公開のもと開会されていたものであるとともに、市のホームページにおいても、同委員会及び同定例会の様子はライブ中継が行われていることから、当該質疑がそれぞれなされた日には、請求人は本件監査請求をするに足る程度に、本件補助金の内容を知ることができたと解することができる。

よって、本件監査請求が本件補助金に係る財務会計上の行為の日から、1年を経過してなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

以上の理由から、本件補助金に係る監査請求は、法第242条第2項に定める期間を徒過してなされたものとして、不適法なものであると判断した。

(2) 適法な監査請求に係る判断理由について

「(1) 不適法な監査請求に係る判断理由について」において、本件補助金に係る監査請求が、不適法である旨の判断を行ったが、請求人は意見陳述において、協会職員の勤務時間が8時間から7時間に変更されたことについては、平成23年12月に変更され現在も続いていることから、現時点においても引き続き津市が損害を被っているとの主張を行っている。当該主張については、本件監査請求書の中には明示されていないものの、当該主張の内容が本件補助金以後に交付された津市観光協会事業補助金に係る措置請求も含むと解すれば、本件補助金の翌年度に交付された平成26年度津市観光協会事業補助金は、交付確定日が平成27年3月31日、精算日が同年5月21日となっており、当該確定日及び当該精算日から1年以内に本件監査請求は行われていることが認められるものである。よって本件監査請求について、協会の勤務時間が8時間から7時間へ変更されたことを理由とした補助金の不当な支出に係る監査請求に関し、本件補助金より後に交付された平成26年度以降に係る津市観光協会事業補助金の支出を本件監査請求の対象とし、次のとおり判断した。

津市観光協会事業補助金は、本件補助金要綱に定める「観光事業の振興を図り、産業経済の発展向上に資する。」を交付目的とし、協会に支出されたものである。そして、協会において実施されている法人事業、公益事業、収益事業の3事業のうち、平成25年度以降は公益事業に対し補助金が交付されており、平成26年度津市観光協会事業補助金については、協会における平成26年度の公益事業に対し、5,350万円の補助金が交付されている。補助金の交付にあたっては、補助金規則に基づき協会から提出された交付申請書や実績報告書により、事業の内容や事業に係る経費について審査を実施の上、交付決定や交付確定が行われたものであるが、協会職員の給料については、公益事業を実施するにあ

たり必要な経費の一部として、協会は交付申請書や実績報告書に市費充当経費として計上し、観光振興課においては、当該事業及び当該事業に係る経費について法第232条の2や補助金規則第2条に基づく公益上の必要性を認め、本件補助金要綱に基づく補助金交付目的にかなったものとし、職員給料についても事業実施に係る総体的な費用の一環として、補助金の交付対象として認めたものである。また、協会職員の勤務時間については、協会内部の就業規則等で決定されるべきものと解するのが相当であるとともに、当該就業規則等に基づく職員給料について、公益事業に係る従事割合に応じた経費を補助対象としているものである。

以上のことから、勤務時間を8時間から7時間に変更したことにより補助金の減額を行わなかったということのみをもって、不当な補助金の支出を行ったとまでは言えず、請求人の主張は認められないものと判断した。また、このことは平成26年度の津市観光協会事業補助金のみならず、平成27年度の津市観光協会事業補助金についても、同様の判断をするものである。

#### 第4 意見

本件監査請求において、請求人より提出された補助金充当一覧表について、観光振興課の説明によれば観光振興課職員が予算編成のための参考資料として作成したものとのことであった。本件補助金が、補助対象事業の支出額を上回らず、過充当とならないかぎり交付されてきたという性格を持つものであるとしても、本件補助金が、補助金充当一覧表の充当率に基づき支出されているという疑念を請求人に抱かせたことは否定できない。このことから、所管部局においては、補助金に係る資料の取扱いについて、資料の内容に対し疑義を生じさせることのないよう留意されたい。

以上